

2011年11月定例県議会

氏平議員の一般質問

1) 日本共産党の氏平みほこです。まず、TPPへの参加問題です。野田総理は日本列島に広がった反対の世論と運動に耳を貸さず、国民にまともな説明もないままTPP交渉に参加の方針を表明しました。TPPに参加すれば、「ゼロ関税」とされ関税自主権を奪われるだけでなく米国からみて「非関税障壁」とされるあらゆる国内制度の撤廃が求められます。アメリカの狙いは米国の多国籍企業が何の制約も受けずに、日本への輸出をおこない、日本で企業活動を行えることにあります。「食と農」への壊滅的打撃をはじめ、被害は国民生活のあらゆる分野に及ぶこととなります。文字通り日本を丸ごと売り渡す「亡国の政治」を絶対に許すわけにはいきません。全国町村議会議長会も満場一致で反対の特別決議を採択しています。知事は提案説明の中で「参加する有用性についての具体的な説明がない一方で、農業など様々な分野における懸念が払拭されておらず、十分な情報提供に基づく国民的議論が尽くされていない。情報開示と議論、国民的なコンセンサスが必要不可欠だ」と説明されましたが、報道でもご存じのように、様々な分野で国民との矛盾が明らかになっている今、県民の暮らしや経済活動を脅かすTPPへの参加はきっぱりと反対すべきではありませんか。知事の答弁を求めます。

次に「社会保障と税の一体改革」についてです。これは言い換えれば、「社会保障制度の切り詰めと、消費税の引き上げ案」ということです。要するに、一体改革とは、国と大企業の負担を減らすために社会保障そのものを縮小すること、また消費税増税によって社会保障費の負担を国民側にシフトさせることに他ならないのではないのでしょうか？民主党政権がかかげた「コンクリートから人へ」の理念はどこに行ったのか、またマニフェストへの国民の信頼を大きく失墜させた責任は重いと思います。知事には県民の暮らしを守る立場で国に対してモノを言っていたらと思いますがいかがでしょうか？また、知事の「社会保障と税の一体改革」なるものへのご見解も併せて伺います。

次に米軍機による低空飛行問題について質問します。先日私たち共産党県議団は上京し、防衛省と外務省に直談判いたしました。米軍機が津山市上空を飛行したこと、学校、幼稚園、保育園の上空を飛行し、大変な騒ぎになったこと、土蔵というのは、いくら古くなっても自然には壊れないことなど、我々共産党

県議団のこれらの主張を国は認めました。ところが、補償については未だに検討中という状況です。知事はこの間もこの問題については遺憾の意思を表明されておられますが、補償問題についても被害を受けた方の立場に立って、国に強く要請していただきたいと考えますが答弁を求めます。

次に第3次おかやま夢づくりプラン案について、特に基本戦略Ⅱの「将来を担う人づくり」にかかわって教育問題について知事にお伺いします。このプランでは「グローバル人材育成」を新たに打ち出しており、これは多くの良識ある人々から批判が上がった大阪府の教育基本条例案の内容に合致し、上からの「教育改革」になっているとしか思えません。ご存じのように日本の教育については、国連子供の権利委員会から、3回にわたり、勧告を受けています。勧告では、「子どもたちの健やかな発達を妨げる競争的な学校教育制度のもとで子どもたちは発達上の障害にさらされている。そして子供の親との関係の崩壊、教師との関係の貧困の中で、子供の幸福度の欠如があらわになっており、その上過度な競争への不満が増加し続け、子供間のいじめ、精神障害、不登校、中退、自殺の原因になっている」と言われているところであります。そして暴力行為、不登校ワースト1というわが県の現状は、まさにこうした子供の生きづらさの現れであり、財界からの「人材育成」要求にこたえて、企業の論理である「競争主義」「成果主義」の教育改革を推し進めることは問題の解決どころか、一層深刻な事態を子どもたちに招くと私は考えますが、知事の御所見を伺います。

2つ目は、基本戦略1に係って、県民の暮らしやすさの問題です。県の勤労統計資料では現金給与総額は4年連続で減少し、残業時間は4年ぶりに増加しています。国保の滞納世帯は59877件にも及び、差し押さえ件数も1795件です。学校を卒業しても若者の就職がありません。先日世界一国民の幸福度が高いブータンの国王夫妻が来日されましたが、ブータンはアジアでもっとも貧しい国と言われながら医療や教育は無料で、食料もほぼ自給です。ブータンはGNPよりGNH（国民総幸福量）を大切にし、新しい憲法にもGNHが盛り込まれています。GNHの基準は、4つ、「生態系の豊かさ、伝統文化や精神文化の豊かさ、経済的豊かさ・経済は公平で公正であること、よい政治」だそうです。1人、1人が抱く幸福感とは別に、社会に共通する幸福の大きさに、ものさしをあてようと試みるGNH。

知事、県民の暮らしをしっかりと見据え、暮らしを下支えする政策をもっと打ち出し、岡山県民のGNHを高めるべきではありませんか？障害者医療費への助成は全国最低ではありませんか。もっとも困難な県民に寄り添うことこそが政

治の責任だと考えますが、知事の政治姿勢について意見を求めるものです。

次は当面する県政の課題について質問いたします。この間、我々は県民から多くの切実な声を聴いて参りました。景気の低迷の中、不安定雇用が増え、病気にでもなれば、たちまち収入がなくなってしまう、年金が少なく一生働かなくては暮らせないなど、生活が困窮されている方が今、とても増えています。セイフティネットの仕組みはありますが、ネットは隙間だらけです。まず1つは、生活保護申請時のつなぎ資金についてです。生保を申請される方は明日の食事代にも事欠きせっぱつまって最後の最後に相談に行かれるのです。しかし、申請しても最短14日、長ければ1ヶ月も開始決定されるまでかかってしまいます。その間の生活費がなくて困っているのです。岡山市、倉敷市、玉野市、瀬戸内市にはその間の貸付資金制度(最大5万円まで)があります。しかしこうした制度がすべての市町村に整っているわけではありません。全県でそうした制度を整えるべきではないですか?保健福祉部長にお尋ねします。

また、県社協がおこなっている生活福祉資金貸付制度についてです。森協議員が経験した例ですが、会社で事情があって貯えもないのに無謀にも会社をやめてしまった方がいました。失業給付を給付されると思ったら、自己都合退職のため、3ヶ月の待機期間が生じます。食費代も事欠くことから窓口となる市町村の社協に相談に行きました。森協議員が県の担当課にも問い合わせましたから部長もご存じだと思いますが「待機期間だから福祉資金の貸し付けはできない」と言われました。これ、何のための福祉ですか。先日、厚生労働省に伺ってきました。「待機期間であっても貸し付けできます」というではありませんか。まともに調査せずに門前払い同様に追い帰すようではあまりにもむごいと言わなければなりません。保健福祉部長はどうお考えですか。今後、同じような事例があった場合、どう対応すべきと思いますか、併せて伺います。

次に、生活福祉資金貸付制度の中の一つである教育支援資金の貸付について伺います。低所得のご家庭のお子さんが、頑張って高等学校に受かりましたが、親はまったく入学手続き費用を持っていません。入学金等の支払い期日が迫ります。制度上は、入学金等の支払い日の2ヶ月前までに申請をしておけば必要となった時に借りることができるのですが、進路がはっきりしない等の理由で事前の申請ができなかった場合、資金の貸付を申し込んでも採否の決定前に入学手続きの締切日がきます。私は借りる可能性が少しでもあるのであれば、まずは2ヶ月前までに申請していただくよう、しっかりと周知すべきと思いますが、いかがでしょうか。さらに、事前の申請が間に合わなかった場合であっても「せめて貸し付けの結果が出るまで手続きを延期してください」と県から高

校に伝えてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。私学への対応について総務部長に、また、県立高校の場合について、教育長にお伺いします。

次に私学助成制度について伺います。県下の私立高校は、岡山県の教育の発展に重要な役割を果たしていることは言うまでもありません。ご存じのように、2010年度から国の制度で高校無償化が実施されています。その理念は子供たちの学びを社会全体で支えること、学ぶ意志を持つ高校生が安心して勉学に打ち込めるようにすることでした。公立高校の授業料は無料になりましたが、私学の生徒には依然として15～35万円の負担が残っています。この新たな公私格差を解消するため納付金減免補助金をさらに充実するよう求めますが、いかがでしょうか。また、2008年度から見直しされている県の経常費補助制度の経過措置が今年度で終了します。激変緩和措置の延長など経常費補助金の増額を求めますが、併せて総務部長に伺います。

次に防災対策について質問します。水島コンビナートで大惨事になれば、岡山県経済への影響のみならず、そこで働く多くの労働者、周辺地域の住民に大きな被害が及びます。コンビナート地域での防災対策に力を入れる必要があります。先般おこなわれた国土交通省(中国地方整備局)の会議資料には、このパネルに示すように、課題については、新たな想定での地震動に対しての護岸のはらみだしや、地盤沈下などへの影響把握が不明であること、しかもその中で水島コンビナートには海岸保全区域に指定されていない、従って行政側で把握できない民有護岸が多数存在していることが指摘されています。これではどんなに立派な基準が設けられても役に立ちません。今後国において見直される基準に基づいて民有護岸の整備に万全をきすよう徹底する必要があります。そのために県としてどう取り組むのか、土木部長に伺います。

現在、水島コンビナートではアジア有数の競争力を持つコンビナートの実現による地域の持続的な成長と雇用の確保に向けた「総合特区」の申請を行っています。いくつかの部分で規制緩和が認められることになるのですが、防災対策、安全対策が緩和されることは絶対に許されません。この点は厳しくチェックする必要がありますが、どのように考えておられますか。産業労働部長に伺います。

関連して耐震化について質問します。現在、学校や病院、福祉施設などの耐震化が進められていますが、放課後児童クラブの耐震化はまったく手が付けられていません。プレハブなど簡易なつくりの施設も多くあり、児童や保護者から不安の声が上がっています。まず現状を把握し児童の安全が確保されるような対策を講じる必要があると考えます。県としても補助するなどの対策が必要

ではないでしょうか。保健福祉部長にお尋ねします。

また、液状化対策について6月議会でわたしは、地盤の調査をしっかりとしないと正確な液状化危険度分布図はできないことを指摘いたしましたが、その後、このことについてどのように取り組まれているのか、進捗状況を危機管理監にお尋ねします。

次に、高齢者の生活、介護問題について質問します。

高齢化が進む中で、高齢者や障害のある方の移動手段が大きな問題になろうとしています。

移動手段がなくなれば、引き籠る、買い物や、通院が困難になるなど、不活発で不便な生活をよぎなくされる高齢者が増加します、認知症になったり、健康障害を引き起こし、要介護状態を早めることにもなります。次期夢づくりプランでは中山間地域の活性化プロジェクトで「買い物をしやすい環境づくりの推進」を掲げていますが、都市部においても、バス路線の廃止など、移動手段の問題は切実です。そのため90歳になっても車が手放されず、車で徘徊し、搜索願いを出した事例も出ており、高齢者の交通事故の増加にも拍車をかけています。中山間地域の各市町村で独自の努力がなされていますが、どの地域も苦勞されています。私の提案ですが、通所系サービスが県内には3246ヶ所もあり、推測でも車両は1万台以上あると考えます。朝夕の送迎以外は日中、福祉車両の送迎車が遊んでいます。運転手もその間仕事がありません。この車と人を活用して、登録してもらい、人件費部分を補助し、ガソリン代は利用者から実費をもらって、デマンド式の送迎を必要な地域に中学校区単位の設定で走らせる制度を新設してはいかがでしょうか。移動支援を何よりも介護予防の政策として位置付けることが必要と考えますが、保健福祉部長のご意見をいただきたいと思います。

次に高齢者の住まいについてお尋ねします。独居や老夫婦世帯が増加しています。県民の意識調査でも過半数を超えて、一番多い要求は「老後の暮らしが不安」です。高齢者の一番の心配は動けなくなった場合、どこで暮らせるのかということです。国において、この10月20日から改正高齢者住まい法が施行され、「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度がスタートしました。国は、10年間で30万戸を整備する計画で今年度分は3万戸の補助金を準備しています。これは待機者42万人にも及ぶ待ったなしの特養整備を、民間の手による高負担の高齢者住宅の建設にすり替え、誘導するものです。また「地域包括ケア」の実現で施設などに入らなくとも住み慣れた自宅で24時間の介護が受

ければと耳触りの良いことを言っていますが、重度の認知症や、寝たきり状態になれば、在宅では暮らせません。問題はこうしたサービス付高齢者住宅が主流になるということは、月17～18万負担しなければ入居できない施設が主流になるということです。今でも負担が重くて困っている高齢者が多くなっている現実があります。この問題について、私の提案ですが、こうした住宅の家賃は最低でも6万円以上に設定されています。この家賃について所得に応じた補助制度をおこなえば、入居可能な高齢者が増え、特養の待機者の解消になると考えますが、保健福祉部長にお伺いします。

最後に消防職員の団結権について質問します。

先般、東備消防職員協議会に対する東備消防組合当局による「差別抑圧」問題で、今年の10月7日最高裁判所は、職員協議会の存在と活動を正当なものとして認め、これを嫌ってなされた当局の行為を違法と認定しました。この問題の根本にあるのは、消防職員の団結権が保障されていないところに問題があります。判決は、これに対して政府が消防職員の団結権保障に法的な義務を負うことを迫っていると言えます。そこでお伺いですが、石井知事は、この消防職員の団結権のあり方に関する議論への当事者の一人として、国に問題の先送りをしないように求めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上で私の質問を終わります。

答弁

(知事答弁)

TPPについてであるが、農業への影響や輸入食品の安全性への懸念などから参加に反対する声がある一方で、我が国の貿易・投資環境の整備を促進するなどの観点から参加に積極的な声があることも承知している。

こうした状況の中、国からはTPP参加の有用性について具体的な説明がなく、十分な情報提供に基づく国民的議論も尽くされておらず、このような国の将来を左右する極めて重大な政策については、まずは、国において説明責任を果たした上で議論を尽くし、決定すべきものであると考えている。

社会保障と税の一体改革についてであるが、一体改革は、人口減少、少子高齢化が進む中であって、社会保障の機能強化を図るとともに、国・地方を通じた安定的な財源を確保しようとするものであり、国民に社会保障の全体像を明確に示した上で、国と地方が協力して推進すべきであると考えている。

国は、年内を目途に改革大綱素案をまとめるとしているが、国と地方の協議

の場において、住民の視点に立った実効性のある議論が進められ、地方単独事業の取扱いを含め、社会保障制度を幅広く担っている地方の意見が十分反映されるよう、全国知事会を通じて、必要な提言等を行ってまいりたい。

米軍機低空飛行についてであるが、県では、事案発生後速やかに、原因調査等を担当する中国四国防衛局をはじめ、外務・防衛両省に対して、迅速かつ適切な対応を強く要請したところである。

現在、防衛局では、米軍機飛行と土蔵倒壊の因果関係等について、建築や騒音・振動の専門家に所見を求めるなど、慎重に調査中と聞いている。

県としては、これまでも様々な機会を捉えて、早期に結論を出すよう促しており、あらためて要請を行うことは考えていない。

グローバル人材育成についてであるが、グローバル化が進展し、経済、文化、スポーツ、観光など、様々な分野で外国人との交流が日常化する中、子どもたちには、国際感覚や外国人とのコミュニケーション能力を身に付けさせることが不可欠であり、このことは、経済界のみならず、各方面から求められているところである。

一方、変化の激しい社会にあっても、心豊かにたくましく、未来を切り拓く自立した人づくりが、教育の基本的な役割であると考えている。

こうした認識に立ち、次期夢づくりプランにおいて「将来を担う人づくり」を基本戦略の一つに掲げ、とりわけグローバル社会を力強く生き抜く人材の育成に向け、英語力の向上に重点を置いて取り組む方針を打ち出したところである。

県民の暮らしやすさについてであるが、ブータン王国のGNHを例にお尋ねがあったが、プラン案では、県民の目線に立って、物質的な豊かさだけでなく、県民生活の安全・安心、心の豊かさも含む90の暮らしやすさ指標を掲げている。

私は、このプランを羅針盤とし、困難を抱える方々を含め、県民誰もが安全・安心な地域で夢を持ち、満足して暮らし続けることができる岡山の実現を目指す県政を推進してまいりたい。

(保健福祉部長答弁)

生活保護申請時のつなぎ資金についてであるが、生活保護の申請から決定まで資産等の調査に一定の日数を要することから、その間の生活費に困窮する方のため、福祉事務所と社会福祉協議会が十分調整を行い、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」を保護決定前に貸付けできることとなっている。

お話の貸付制度は、一部の市町村において独自の判断で設けられているものであるが、緊急小口資金の活用により御提案の趣旨は対応できているものと考えている。

生活福祉資金貸付制度についてであるが、お話しの事例は、緊急小口資金の貸付けについての事案と思われるが、国によると、「自己都合の離職による待機期間への対応は、制度の仕組み上想定していないが、生活に困窮する場合は、償還の確実性などの総合的な判断の上で対応することもあり得る。」と回答したとのことであった。

同資金の貸付けについては、実施主体である県社会福祉協議会において従来から、この趣旨に沿った対応を行っており、今後とも同様の取扱いを指導してまいりたい。

(総務部長答弁)

教育支援資金の貸付けについてであるが、この制度は、県社会福祉協議会が高校入学時の入学金、学用品購入費等の資金支援などを行うもので、これまでも私学協会等関係団体と協力しながら周知してきているところである。

入学手続きについては、それぞれの私立学校において独自に定められており、県として個別に入学金納入期限等の手続きの延期などについて要請することは困難であるが、教育支援資金の申請が早めに行われるよう、貸付制度について、一層の周知徹底に努めてまいりたい。

(教育長答弁)

教育支援資金の貸付けについてであるが、お話の生活福祉資金貸付制度については、毎年、県内全ての、中学校 3 年生に、高校生のための奨学金や貸付金制度を紹介するリーフレットを配付して、周知に努めており、22 年度は 52 件の貸付が決定されている。

また、県立学校の入学金については、入学の日から 1 週間以内に納付することとなっているが、入学金等が未納であることを理由に学習の機会を失わせることは行っていない。今後、この貸付金制度が低所得世帯の生徒の就学に一層活用されるよう、周知徹底に努めてまいりたい。

(総務部長答弁)

私学助成制度についてであるが、国の就学支援金支給後も私立高校生にはなお相当額の保護者負担が残るため、県として納付金減免補助制度を設け、これにより最終的な保護者負担は年収 250 万円未満の世帯では従来の半分以下に、

年収 250 万円から 350 万円の世帯では約 3 分の 2 となるなど、低所得者層の負担を相当程度軽減できたと考えている。

また、経常費補助制度については、公立学校をモデルとして学校運営に必要な経費を算出して補助する標準的運営費方式を導入し、各校が生徒確保や財務状況の改善など新制度への対応を行うための期間として 4 年間の経過措置を設けたものである。この方式は私立学校の経営努力が反映される簡素で公平な仕組みであり、経過措置期間後は本来の制度により運営すべきと考えている。

いずれにしても、私学を取り巻く状況については、今後とも私学関係者の御意見をお聞きしてまいりたい。

(土木部長答弁)

民有護岸の整備についてであるが現在、国において検討が進められている新たな地震動等の想定及びこれに基づく基準等の見直しを踏まえ、海岸保全施設の整備について検討することとしている。

水島コンビナートの防災対策は重要であると認識しており、民有護岸の所有者に対して幅広く情報の提供を行うとともに、施設の整備について指導・助言を行ってまいりたい。

(産業労働部長答弁)

特区による規制緩和についてであるが、今回特区申請したコンビナートの競争力強化につながる緩和策は、行政と企業で構成するワーキンググループで検討を重ねてきたものであり、例えば、連携事業を実施する隣接事業所間において、敷地境界の柵等をなくして消防活動のエリアを確保すること等を条件に、工場の施設配置の規制緩和を求めるなど、防災面や安全面も念頭に置いた提案内容となっている。

いずれにしても、特区に指定された場合に設置される国との協議の場において、法令を所管する省庁を交え安全性等についても十分議論を尽くしてまいりたい。

(保健福祉部長答弁)

放課後児童クラブに係る耐震化についてであるが、現在、県内のクラブの耐震化率は約 74%となっているが、児童の安全を確保するためには、耐震化をより進めていく必要があると考えている。

なお、改修については、実施主体である市町村において行われるべきと考えており、県としては、引き続き耐震化を進めるよう市町村に働きかけを行ってまいりたい。

(危機管理監答弁)

液状化危険度分布図についてであるが、現在の本県分布図は、これまで主流であった、建物や橋梁などの構造物の基礎として十分な強度を有する地盤である工学基盤のデータを用いる手法で作成しているが、近年、分布図を作成した都道府県では、より深い位置にある岩盤の構造まで考慮した事例も見受けられる。

このため、現在、そうした事例も参考にして、最新の知見による最も適切な作成手法を検討している。

(保健福祉部長答弁)

高齢者等の移動支援についてであるが、通所系サービスの運転手は、一般的には、送迎以外の時間は介護職員としてサービス提供にあたる等の業務に従事しており、事業所の運転手を活用して移動支援を行うことは困難であると認識している。

また、介護予防事業は高齢者の方の運動機能の向上といった心身状況の改善等を図るための事業であり、移動支援そのものは介護予防の政策としては、位置づけられないと考えている。

高齢者住宅の補助制度についてであるが、サービス付き高齢者向け住宅への支援は、高齢者単身や夫婦のみの世帯の急増に対し、高齢者が安心して居住できる住まいを確保することを目的に、国が事業者に対し、建設費の補助や税の優遇措置などを行うものであり、入居者への家賃の補助は考えていない。

なお、第5期介護保険計画の策定にあたっては、特別養護老人ホームの入所待ちの状況等を勘案し、計画策定するよう市町村に助言しているところであり、県としては、施設整備に加え、在宅介護力の向上にも取り組み、居宅施設、地域密着型のサービスのバランスのとれた提供体制を構築してまいりたい。

(知事答弁)

消防職員の団結権についてであるが、その付与に対する住民の理解や非常事態における市町村消防の機能確保、公務員制度改革との関連も踏まえた慎重な検討などが必要であるとの意見を、全国知事会を代表し、昨年国の検討会において、申し上げたところである。

国では、併せて労働側の意見も聴取した上で、団結権の付与を基本的な方向とし検討を進めるとの考え方を示しており、その動向を注意深く見守ってまいりたい。

なお、東備消防組合に関する訴訟については、職員が結成した任意団体への消防組合幹部の不当な介入や結社の自由の侵害が争点となったものであり、消防職員の団結権に関わるものではないと承知している。

再質問

(氏平議員)

ご回答ありがとうございました。TPP のことについて、もう少し知事に教えていただきたいんですけども、岡山県における、特に第 1 次産業における被害について、どういうデメリットがあるかということについては、かなり調査もされて資料も出しておられますけれども、メリットということでは、昨日、公明党の笹井議員の質問に答えて、輸出等とか言われてましたけども、メリットについて岡山県についてはどうなのかということについて、根拠のある資料をお持ちでしょうか。そして、国の将来を左右するような問題だということであれば、国の方から説明もない、そういうことで待っていて、本当に県民の暮らしや特に経営を守っていくことができるのかというところでは、私は知事としてはもう少し踏み込んで調査をし、そして、岡山県としてはこの TPP 参加は認められないというふうな、やはりきちっとした根拠をもって、国に強く要請をしていくという、そういう仕事をきちっとしなければならないのではないかと、いう風に考えます。いかがでしょうか。もう一度、ご意見をいただきたいと思えます。

また、保健福祉部長には誠意あるご回答ありがとうございました。デイサービスもですね、朝晩送迎をしてる職員だけを雇っているところ非常に多いんです。特に、大規模のところは、すべてを採用して、昼間介護職を雇っているところは少ないし、タクシー会社に委託して、朝晩の送迎をやっている、いろんなスタイルがありますので、私はもう少し、実態を調べて、本当に 10 時から 4 時までが空いているわけですから、しっかりと活用していくというふうな政策を持っていただけたらという風に思いますので、もうちょっと、ご検討をしていただきたいと思えます。

それから、消防の団結権ですが、知事は今回の裁判は、消防の職員の団結権にかかわることではないというご答弁でしたけども、この裁判の最高裁の判決を受けてですね、知事がこれまで認識されていた団結権の問題、そして判決後知事がこの消防の団結権について、どのように認識をされるようになったのか、お変わりになっていないのか、そのあたりのビフォーアフターですね、前後の意識の状況につきまして、お答えをお願いしたいと思います。以上です。

再質問への答弁

(知事答弁)

再質問にお答えいたします。TPP に関しまして、メリットについて具体的な根拠ある資料はあるのかどのお尋ねであります。農業の分野につきましては、農林水産省が具体的なその算出方式を示しておられますから、計算できておまして、その試算は数字を発表しておりますが、輸出増等の経済にメリットがあるとして、その効果ですね、この参加しなかった場合の大変な問題があると、このように経済界等はおっしゃっているのですが、これに関係する具体的な算出方式は、国のほうから示されておられませんので、県といたしましては、具体的な数値をお示しできる段階にはないということでございます。国の方の説明が十分ではございません。そういった段階で、まさに議論が進んでいくという段階でございます。そういう状況でございますので私といたしましては、先程ご答弁申し上げました私の考え方、これを国の方に対しまして、主張してまいりたいと、このように考えております。

それから、消防団員の団結権に関しまして、消防職員の団結権でございますが、先程、消防団員と申し上げましたが、消防職員ということでございますので、訂正をお願いしたいと思います。判決が出まして前後考え方が変わったかということでございますが、先程申しあげましたようにですね、これは、原則として市町村が消防につきましては担っておられますから、全国市長会とか全国町村会そして全国消防庁会などの意見を超え、これを十分に尊重して検討されるべきであるというのが基本的な私の考え方でございます。そういう面におきまして、市町村消防がいざという非常事態において、十分機能するようになっているのかどうか、この体制確保、それが必要であるということが大変重要であるということでございます。そういう考え方につきましては判決の前後特に私の考え方が変わったというものではございません。以上でございます。

(保健福祉部長答弁)

高齢者の移送支援に関しまして、再質問いただきました。一般的には運転手がいてるという風なことは、私どもは聞いておらないところがあるんですけども、現状でもですね、要介護者や身体障害者等に対しましては、NPO や社会福祉法人等が営利とは認められない範囲で、輸送サービスを行う福祉事業所、福祉有償運送制度ありますし、そういったものの中でやっていただくことは現状でもできる、こういう状況でございますので、そういうことも考慮いただきながら対応してきたということになると思います。以上でございます。